

第10章 第二回戦争指導大綱の決定

齋藤 達志

はじめに

本章では、1943（昭和18）年1月、日本軍のガダルカナル島撤退前後から同年9月30日、御前会議において新たな戦争指導大綱「今後採るべき戦争指導の大綱」が決定されるまでの間について論ずる。

1942年12月31日の御前会議においてガダルカナル島からの撤収、中部ソロモン以北の確保、ブナ方面の撤収とこれに伴うラエ、サラモア地区の重視が決定された。このことは、南太平洋方面における前線をガダルカナル島～ポートモレスビー～ラビを連ねる線から中部ソロモン、ニューギニアのラエ、サラモア線へ後退することを意味し、ソロモン方面からの連合国軍の反攻を邀撃するという戦略的には守勢に移行することを意味した。

また、43年5月には、アッツ島が玉砕し、さらに北アフリカにおいては独伊が確保していたチェニスが陥落すると連合国軍の反攻は、インド洋方面にも予想されるようになった。つまり、日本軍にとっては、南東はもちろん、アリュेशन、南西正面からの連合国軍の反攻に対し、戦略的に守勢に立ったなかで、いかに内線作戦を遂行するかということが大きな問題となった。この問題を解決するためには新たな戦争指導大綱を確立する必要があるためである。本章においては、当面の戦争指導を行いつつ、どのように次期戦争指導大綱を確立したのかについて明らかにする。

1. 絶対国防圏構想の萌芽

(1) 昭和18年度陸海軍の新作戦計画の策定

1943（昭和18）年1月に入るとガダルカナル島撤退に伴う南東方面の戦略転換で多忙を極めた参謀本部第2課（作戦）は、一時中断していた昭和18年度作戦計画の具体的検討に取りかかった。同第2課は、1月下旬、参謀本部、陸軍省および軍令部の首脳に対して「昭和十八年度総合作戦指導並兵力運用及兵備の大綱」について説明し、2月に入ると海軍側との共同作戦について陸海軍作戦関係者の合同研究を行い、逐次、計画の具体化を図った。これに基づき16日には参謀総長が「昭和十八年度総合作戦指導並兵力運用及兵備の大綱に就て」の上奏を行い、27日に大本営陸軍部は、「昭和十八年度帝国陸軍作戦指導計画」を各方面別の計画も含めて策定した¹。大本営海軍部もまた3月25日には「大東亜戦争第三段作戦帝国海軍作戦方針」を策定することとなり、これによって陸海軍は43年の作戦を指導する

¹ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈6〉—昭和18年6月まで—』（朝雲新聞社、1973年）105頁。

ことになる²。参謀本部が戦時中、平時の年度作戦計画に相当する計画を策定して裁可を受けたのはこの時だけである。

この間、3月5日には天皇臨御のもとに大本営会議が開かれ、昭和18年度作戦計画の研究が行われた。陸海軍両総長、両次長、両第1部長、両作戦課長のほか、陸海軍両大臣、侍従武官長が陪席した。これは大本営陸軍部の「昭和十八年度帝国陸軍総合作戦指導計画」と海軍部の「大東亜戦争第三段作戦帝国海軍作戦方針」が概成したので実施することとなったものであり、最後に両総長列立拝謁して作戦計画について允裁を仰いだ。

計画の構想は、速やかに自存自衛の態勢を整えること、作戦的には攻勢防御、邀撃作戦の思想であった。陸海軍はこの時、主戦場はやはり南東方面と考え、ソロモンでは中部ソロモン以北、ニューギニアではラエ、サラモア以西を確保しようとした³。この計画中、南東以外に陸軍が重視していたのは、ビルマ作戦と極東ソ領にアメリカ軍航空基地ができた場合の対策であり、海軍が重視したのは敵艦隊の誘出撃滅であった。これに関し海軍が新たに発案したのは、連合艦隊先任参謀・黒島亀人大佐が発案したと言われる「邀撃帯の設定」であった。邀撃帯構想は、まず、敵の艦隊を捕捉し、連合艦隊が海上攻撃を行うためのいくつかの島嶼に囲まれた海域、つまり、邀撃帯を設ける。この地域もしくは島嶼には敵の砲爆撃に耐え得る施設等を構築し、陸戦隊の代わりに有力な陸軍部隊と基地航空部隊を張りつける。これらの兵力配備のうえに連合艦隊が攻撃兵力を直率して控え、敵が邀撃帯に來攻したところを、連合艦隊が攻撃し、敵を撃破するというものであった⁴。太平洋の各島嶼に対する陸軍の派遣はこの邀撃帯を構成するためであった。これらは太平洋方面における連合軍の反抗に対して戦略的に優位な必勝態勢を確立するための南東方面強化の一環とも言うべきものであった⁵。

この頃、海軍としては、日米の国力、海軍力の懸隔がますますその差を大きくする傾向を見せ始めたため、早期決戦以外にこの戦争を勝利に導く手段はないと信じた⁶。

この時期、南東正面で有利な戦略態勢を確保するため、陸海軍ともにもっとも重要な地域として認識されていたのは東部ニューギニアのラエであった。軍令部第1課作戦班長・佐薙毅中佐の日誌には、「ここをさがったら国防は成立せず。これを占領されたら第一段作戦もフイになる」、また、参謀本部第2課（作戦）長・真田穰一郎大佐の日誌には、「これは絶対持たねばならぬ。これを持たねば国防安全は出来ぬと思う。これを捨てたらトラックを最前線とし内南洋が国防の最前線となり由々しい大事なり⁷」とある。つまり、当時、作戦主務者達は、ラエを確保することによってソロモンと東部ニューギニアに挟まれた狭い海域にアメリカ海軍を閉じ込め、連合艦隊が有利な態勢で艦隊決戦を行えるのであり、この機

² 同上、183頁。

³ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営軍令部・聯合艦隊〈4〉—第3段作戦前期—』（朝雲新聞社、1970年）43頁。

⁴ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈6〉』216頁。

⁵ 同上、287頁。

⁶ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営軍令部・聯合艦隊〈4〉』93頁。

⁷ 同上、110頁。

会を失うとアメリカ艦隊を広い海洋に解放してしまい、二度と同様な機会には恵まれないと考えていたのである。

一方、参謀本部は、3月17日、「重慶政権を連合側より分断する戦略的要域にして又印度進攻の為の作戦基地のみならず南方要域防衛の鎖鑰」と、位置づけているビルマに方面軍司令部を編成し、河辺正三中将を方面軍司令官とした。そして同司令官には、「敵の大反攻に方りては単に之を拒止撃攘するに止まらず此の機を捉えて之に徹底的殲滅を与え以て其の戦意を破碎せん」と積極的な対応を指導した⁸。

このように陸海軍の目が南方および西方に向いていた5月12日に北方では、アメリカ陸軍第7師団がアッツ島に上陸した。これに伴い陸海軍両作戦課は課内でアリューション作戦の根本問題としてアッツ島に増援すべきか、放棄撤退すべきかを審議したが、18日にはアッツ作戦を断念し撤退する案に一致した⁹。なぜならば、反撃作戦の主体となるべき連合艦隊には、反撃の力はなく、また、内地にある1ヵ月半分の燃料では南方に敵が来たとき対応できなくなることを恐れたからである¹⁰。

大本営は5月20日、宮中大本営会議にてアリューション所在部隊の撤収を決定した。しかし、この結果は陸軍側にとってはなほだ不満であった。陸軍は、北方以外に中部太平洋外郭諸島やその周辺地域に部隊を派遣しており、今後の増援計画を進めるうえからも再び北方の事態をくり返すことを恐れたのだ。結果、離島の防衛要領を再検討する必要性に迫られた真田第2課長は、以後の作戦指導上、離島防衛については「ケ」号（撤退）作戦を行わないで玉砕主義で行くという信念を持つに至った¹¹。玉砕主義という言葉がここで初めて表れる。

(2)南東方面後退論とインパール作戦の台頭

43年5～6月、大本営は南東方面の連合軍の反攻にいかに対応すべきか、また、チュニス陥落による北アフリカからインド洋方面への米英の戦力転換に伴うビルマ奪回作戦にいかに対応すべきか、アッツ島玉砕に伴う北東方面の防衛をいかにすべきか等、南および東西からの敵反攻にいかに対処するかが大きな問題となっていた。とくに海軍は時日の経過とともに日米海空軍の戦力差が開きつつあり、敵戦力減殺の機会をとらえることが容易でないことに焦燥を感じつつあった¹²。

参謀本部としては、このような局面で陸海軍部の思想統一を図る必要性を痛感していた。丁度、連合艦隊が東京湾に入港していたので艦隊作戦参謀も加え、陸海軍両作戦課を中心に太平洋およびインド洋防衛作戦に関する協同研究を5月27日から行うことになった¹³。この協同研究においては2つの大きな問題が論ぜられた。一つは、海軍現有兵力で太平洋の広

⁸ 「緬甸方面軍司令官ニ対スル参謀総長要望」「上奏関係綴 其の五」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

⁹ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈6〉』456頁。

¹⁰ 「真田穰一郎少将日記」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）昭和18年5月18日の頁。

¹¹ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈6〉』487頁。

¹² 同上、560頁。

¹³ 同上。

域正面の防衛が成り立つのかという問題であり、もう一つは離島防衛で状況不利な場合、死守玉砕すべきか撤収すべきかという問題であった¹⁴。

参謀本部としては南東方面の作戦指導について検討した結果、ニューギニア方面に攻勢作戦を指向する従来の考案を放棄し、対豪正面(バンダ海諸島からソロモン群島にわたる間)全般の長期持久の戦略態勢を確立しようとの考えで、「対豪作戦指導大綱(案)」を、6月上旬、策定した。その内容は、対豪正面作戦の統一徹底を期待するため、南東全正面の持久態勢確立のための統帥組織を改め、南東軍総司令部および第4航空軍司令部を設置しようとするものであった¹⁵。結局、その実行は戦局がこれを許さず、実現することはなかったが、大本営陸軍部がニューギニアでの持久戦を考えたことを示すものである。

他の離島防衛の問題については明確な回答案がないものの、戦後、真田大佐が次のように当時の考えを回想している。そこには、大略、「一つ一つの島嶼を最後まで防衛することによって、敵の足場を至るところ不安にし、かつ、敵の侵攻テンポを遅くし『何年かかっても片づかない、こんな採算のとれない戦争はもう止めよう』との厭戦にまで米側を追い込むことができるならばこの戦法は決して冷酷でなく、これで国を救い得るならば大慈悲の戦法だろう¹⁶」とある。

一方、ビルマ周辺の状況はにわかに急迫していた。ビルマの面積は日本本州の三倍にあたり、寡弱な兵力で優勢な連合国軍の反抗を阻止することは至難であった。そのうえ、連合国軍の航空戦力は急速に強化され、43年初頭以降、ビルマの各地はその制空下に入り、方面軍司令部のあるラングーンも連日のように爆撃を受けた。

(3)船舶の第2次徴傭と総力戦体制への傾斜

43年5月中旬頃は前述のように太平洋全域からインド洋にわたる防衛地帯の強化をどうするのが、日本の戦争指導上の重要な問題となっていた。これらの脅威に対処するため5月31日、陸海軍は合計13万総トンの船舶の徴傭を企画院に要望した。企画院はこの13万総トンの徴傭が物的国力に及ぼす影響を、鋼材30万トン、石炭50万トン、アルミニウム1万トンの減産に等しいと見積もった。この船舶の徴傭とこれが国力に及ぼす影響をめぐる陸海軍統帥部と政府の間で調整が難航した。最終的に13万総トンの徴傭が物的国力に及ぼす影響を回避するため、陸海軍各々約半分の徴傭量をもって妥協することに落ち着き、6月9日の大本営政府連絡会議において取り敢えずの処置として「船舶徴傭暫定措置ニ関スル件」として決定された。これは6月中にA(陸軍)船3万総トン、B(海軍)船3.5万総トンを徴傭し、その他の徴傭分は引き続き6月中に国力と作戦の関係を検討して決定するとしたものであった¹⁷。

しかし、陸海軍とも決して十分ではなく、結局、陸海軍が保留分として要求した量は17

¹⁴ 同上、561頁。

¹⁵ 同上、598頁。

¹⁶ 同上、562頁。

¹⁷ 「大本営政府連絡会議決定綴其の七」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

万総トンにまでに至り、これの及ぼす影響は、鉄鋼、アルミニウム関係への充当輸送力 30 万トンにあたった。こうしてさらに調整を進め、6 月 29 日、大本営政府連絡会議において第 2 次徴傭（徴用名は仮称であり、別紙 1 を参照）、「船舶の徴傭並補填に関する件」と「減産見込数と之が処理に関する件」が決定され、7 月までに 17 万総トン（A7 万総トン、B10 万総トン）が徴傭されることになり、これに伴う物動計画の総供給力（総配当量）の減少分の配当（減少比）が示された¹⁸。

会議終了にあたり首相東条英樹は、「飛行機五百機の減産を例示し斯くの如き状態になっても統帥部は可なりや」と質問したのに対し、杉山参謀総長は、「予め覚悟しあり 要は勝つ事が大事にして敵反攻の公算大なる今にして手当せざれば手遅れとなれば如何とも致し難し」と答えた。最後に東条首相は、「現在の戦線は国力以上に延び過ぎある」ことを十分覚悟のうえ、互いにやって貰いたいと要望している¹⁹。この 17 万総トンの徴傭（第 2 次徴傭）は、ビルマ、北方、南東方面などに兵力を輸送するためのものであり、航空機約 500 機相当というその後の反撃戦力と引き換えであった。

図表 1「主要な船舶の徴傭」

一方、閣議では、4 月 30 日、「昭和 18 年度物動計画」を、5 月 3 日には「生産力拡充計画」「国民動員計画」「電力動員計画」を決定、5 月 11 日には朝鮮および台湾に「海軍特別志願兵制度」を新設、6 月 25 日には「学徒戦時動員態勢確立要領」を決定した。また、7 月 1 日には東京都が発足し、このように 43 年中旬になって日本は、ようやく総力戦体制に傾斜していった。

6 月 12 日、東条首相は第 82 回帝国議会において²⁰、国力の低下を総力戦態勢により乗り切るため、「国内の決戦態勢を、愈々、強化し、国内施策を挙げて、戦力増強の一点に、集中する」、戦争の目的は「大東亜の米英からの解放」であると強調した。

6 月 30 日には連合国軍が中部ソロモンのニュージョージア島東部のレンドバ島および東部ニューギニアのナツソウ湾に上陸した。ソロモンおよび東部ニューギニアにおいて連合国軍の反攻がいよいよ開始された。

2. 「対米英蘭蔣戦争終末促進ニ関スル腹案」の再考と混迷の枢軸側連合戦略

日本にとってドイツをして対ソ戦から脱却させ、その戦争努力を対米英正面に集中し速やかに英を屈服させることが日本の対米英戦争目的達成上もっとも望ましいことであった。42 年後半になり、以後の戦争指導方策に関し、戦略的方面からの行き詰まりが見えるにしたがって本問題が論ぜられるようになった。

¹⁸ 同上。

¹⁹ 「大本営政府連絡会議議事録 六冊中其の六」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

²⁰ 参謀本部編『杉山メモ』下（原書房、2005 年）419-424 頁。

参謀本部第1部第15課（戦争指導）では、42年12月26日に「日独伊ソ国交調整方針案」を起案し、ソ連も含めた枢軸国間の政略的な連携を準備したが、参謀本部第2部（情報）では実効上の可能性はないものと判断していた²¹。43年1月4日、新たにハインリヒ・シュターマー（Heinrich Stahmer）が駐日独大使に任命されたのにあわせ東条陸相は、1月6日、杉山参謀総長に対して、できることならば独ソ和平実現の方向に進みたい旨を述べたので総長も異存ないと回答した²²。しかし、1月27日、駐独大使・大島浩がヒトラーとの会見談を打電してきた中で、「ヒトラーは対ソ妥協は現状において到底実施の可能性なし、対ソ妥協は敗北なりと考う」と伝えたので、関係者は独ソ和平斡旋は希望がほとんど持てないものと思うに至った²³。

元来、日本は、ドイツ側が日本に対し希望している対ソ参戦を、対ソ中立を堅持しつつその戦争努力を米英に集中指向させることが、結局は日独両国共同の利益に合致するものであるとの趣旨に基づき、終始蜿蜒に拒否し続けてきた。しかし、これを東京にいてドイツ側に納得させることは至難であり、統帥部、政府ともに少なからず頭を悩ませていた。さらに、43年になりドイツの戦況が厳しくなるにつれ、否応なしに日本を対ソ戦に引きずり込もうとするのではないかという疑惑さえ生じるに至ったのである。こうしているうちに独ソ和平斡旋問題の議論が、漸次、強くなりつつあった関係もあり、日本の対ソ参戦の不可なるゆえんを納得させるとともに、ドイツの腹を確認する必要があるということになった。このような理由から、在独伊使臣のもとに連絡使を派遣することに各方面の意見が一致し、2月20日、大本営政府連絡会議において「遣独伊連絡使に与える訓令」が決定された²⁴。

さらに陸軍、海軍、外務の首脳は、2月26日、連絡使に携行させる三国共同の対米英戦争完遂のための準拠、「三国共同の対米英戦争完遂に関する相互協力強化の方策に関する件」を協議した²⁵。これには、

- ・日独伊三国は、速やかに英を屈服して米の戦争意志を放棄させることを三国共同の戦争指導の根本方針とすること

為し得る限り速やかに印度洋および西亜を通ずる軍事的、経済的提携を強化する。

- ・英（米）が屈伏してもこれと直ちに講和することなく三国は一致してさらに米（英）の戦争放棄に関する施策を強化すること

- ・英（米）より三国の何れかに休戦もしくは講和を提議してきた場合は三国の完全な了解のもとに処置すること

とあり、従来の「対米英蘭蔣戦争終末促進に関する腹案」に準拠するものであった。そして、

²¹ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』上（錦正社、2008年）323頁。

²² 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部（6）』134頁。

²³ 甲谷悦雄「甲谷悦雄大佐日誌 其の2」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

²⁴ 甲谷悦雄「戦史資料其の三 甲谷悦雄大佐回想録」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）71頁。

²⁵ 「大本営政府連絡会議決定綴 其の六」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

翌 27 日の連絡会議で決定された世界情勢判断において、日本としては独伊と提携して、これから起こる米英の対日反攻戦力を随時随所に撃滅して戦意を喪失させることにより戦争目的を達成するとした²⁶。この際、東条首相が、「従来の『英を屈伏さすと云う戦争指導方針』に再検討を加える必要あるが如く思われるが如何」と質問したのに対し軍令部次長は、「以前考えてきた戦争指導のやり方を何か変える必要がある様に思われる」と答えている。この時の会議全般の空気も、「英国はドイツが英本土上陸作戦を行わない限りこれが屈伏は至難であり、独逸の本作戦遂行の公算も極めて少ないと思われる」というものであった。なかには「まず英を屈伏させようとする従来の戦争指導方針に何らかの再検討を必要とする」と発言する者まであった²⁷。しかし、その場ではそれ以上の議論とはならなかった。

翌 28 日、参謀本部においては、部長会議の席上で杉山参謀総長が、対英屈伏問題や遣独伊連絡使への要求等について、「外務大臣は米国には精神的弱点あり、労働問題、選挙問題等もあり案外脆弱性を包蔵しあるを以て案外脆く戦争意志を放棄することあるべしと判断しあり 故に先づ英を屈伏せしめ然る後米をして戦争意志を放棄せしめんとする従来の考え方を変更し寧ろ米国の精神的破綻を重視し先づ米国の戦意を喪失せしむる如く施策する必要生起せしに非ずやと思考せらる²⁸」と述べ、関係者に研究を命じている。そして、連絡使にはドイツの英本土上陸の能否をよく関心をもって検討するよう命じた。さらに「物動計画が改善せられざる限り武力戦に期待を掛けるは過望なり 独伊と連繫し政謀略を最大限に発揚すべきなり²⁹」と物動計画に期待をかけられない現状においては、政略を重視すべきとの意図を述べている。

連絡使一行（岡本清福陸軍少将、甲谷悦雄陸軍中佐、小野田捨次郎海軍大佐）は、3 月 1 日、東京を出発、イタリアに赴任する日高信六郎大使一行とともに、4 月 12 日にベルリンに到着、連日、駐独大使館側と真剣な討議を重ねた。しかし、ドイツ側は、「対ソ戦に勝つことが先決である。これに勝ちさえすれば残る政略上の方策も自ら見出される」という考えであり、これを変えることは、所詮、無理な話であった³⁰。ドイツ大本営は、ソ連の人的資源は極めて困窮しているのもう一押しして戦果をあげることができると考えていたのである。

4 月 1 日には、第 15 課の野尻徳雄少佐が「戦争指導並国防圏に対する私見³¹」を発表した。とくに野尻は、戦争指導を武力戦から分析して、「終始国力を増強して不敗態勢にあらしめ他の手段と相俟て敵戦意の自然喪失を促進するを可とすべし」と主張し、日本の不敗態勢を確立し、敵の戦意を破砕し得る地線を明確にするべきであるという国防圏思想を打ち出した。

²⁶ 同上。

²⁷ 「大本営政府連絡会議議事録 六冊中其の六」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

²⁸ 同上。

²⁹ 同上。

³⁰ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈6〉』510-515 頁。

³¹ 「戦争指導並国防圏ニ対スル私見」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈6〉』489 頁。

この時期、戦争指導関係者においてはすでに「対米英蘭蔣戦争終末促進に関する腹案」は破綻しているという認識を持っていたのである³²。

3. 大東亜諸国に対する政略指導

(1) 中国に対する政略指導

政府は、一元的包括的に大東亜の政務を企画実行させるため、1942年11月1日に大東亜省を発足させた。大東亜省発足の背景には中国における政府機関を整理して一元化するねらいもあり、中国問題解決が一つの大きな役割であった。政府としては、太平洋における戦局の推移とともに、極力、中国から手を引き、対英米戦に専念することが必要となっていた。そのためには、南京の国民政府を強化して政治的にも軍事的にも大きな役割を担わせるとともに、戦争に参加させ、重慶国民政府の抗戦名目を無意義なものにしようと考えた³³。

42年11月27日の連絡会議では国民政府の対米英戦への参戦を日支間局面打開の一大転機にしようとする政策が芽生え、東条首相は大東亜省でこれを具体的に立案するよう指示した。そうして12月21日、「大東亜戦争完遂の為の対支処理根本方針³⁴」が策定され、御前会議で決定された。出席者は政府側から、首相兼陸相、企画院総裁、海相、蔵相、大東亜相、統帥部から両総長、次長、枢密院から原嘉道議長である。方針の第一は、「日支提携の根本精神に則り専ら国民政府の政治力を強化すると共に重慶抗日の根拠名目の覆滅を図り真に更新支那と一体戦争完遂に邁進す」とした。また、方針の第二においては具体的施策を確立し、これを米英側の反攻が最高潮に達するに先立ち行うことを謳った³⁵。この対支処理根本方針は、12月24日、支那派遣軍総参謀長・河辺正三中将以下各軍の参謀長を中央に参集して示達され、杉山参謀総長、東条陸相はその徹底を強く要望した。

(2) 大東亜政略指導大綱策定と大東亜諸国の掌握

43年1月14日の連絡会議で「占領地帰属腹案」が決定された。これは、ビルマおよびフィリピンを、日本の戦争遂行並びに大東亜建設上、将来、独立国として認めることを定めたものであった³⁶。

ビルマは、インド民衆に及ぼす政治的影響への期待および大東亜防衛上、西方の要衝にあたり、日本と軍事的結合を強固にする必要があるため、フィリピンは日本の負担を軽減するとともに、とくに独立の要望が強く、アメリカも46年にはすでに独立させることを約束していたためであった。それぞれ独立の時期については戦争指導上、大きな影響を及ぼすため、

³² 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈6〉』490頁。

³³ 森松俊夫「大東亜戦争における戦争指導機構の実態と変遷」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

³⁴ 「大本営政府連絡会議決定綴 其の五」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈5〉』497頁。

³⁵ 森松「大東亜戦争における戦争指導機構の実態と変遷」。

³⁶ 「占領地帰属腹案」「大本営政府連絡会議決定綴 其の六」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

慎重に検討することとした。

3月10日の連絡会議では、まず、「緬甸独立指導要領」が決定された。これはビルマを独立させるに際して、日本と緊密一体、戦争完遂に協力し得る物心両面の態勢を整備することを目的に作成されたものである。建国の理念は「大日本帝国を盟主とする大東亜共栄圏の一環として道義に基く新緬甸国を建設し以て世界新秩序の創造に寄与す」とされた³⁷。3月17日、大本営がビルマ方面軍司令部臨時編成を発令した翌日、ビルマ行政府長官バー・モウ（Ba Maw）博士一行が東京に到着し、22日には東条首相がビルマ独立の意向を正式に伝達した。

日本としては、フィリピン、ビルマ等、大東亜諸国の独立は米英軍の反撃が高潮に達する前に大東亜の総力を結集して政略態勢を確固不動のものとするため必要であった。また、大東亜諸国家諸民族の結集も、南方占領地域のみではなく、広く大東亜諸国諸民族の政治的結集を格段に飛躍させるためにも必要であった。このような情勢に対処するため、5月31日、大本営および政府は御前会議を奏請し、以前から研究中の「大東亜政略指導大綱」を議決した。その方針は、「帝国は大東亜戦争完遂の為帝国を中核とする大東亜の諸国家諸民族結集の政略態勢を更に整理強化し以て戦争指導の主動性を堅持し世界情勢の変転に対処す」とされ、遅くとも43年11月初旬頃までに達成することを目途とした。そして、政略態勢の整備は、日本に対する諸国家諸民族の戦争協力強化を主眼とし、10月下旬には、大東亜各国の指導者を東京に参集して牢固たる戦争完遂の決意と大東亜共栄圏の確立とを中外に宣明しようとした³⁸。

しかし、何と言っても最大の問題は、中国国民政府の政治力強化であった。このため「対華処理根本方針」をさらに具体化して徹底し、従来の日華基本条約の改訂が推進され、10月30日に日華同盟条約が締結された。この条約は、相互敦睦、安定確保、相互平等の三大原則のもとに日華関係を律しようとするものであった。

このような中、ビルマは8月1日に独立、米英に宣戦を布告するとともに日本と同盟条約を結び、日本による軍政を撤廃することになった。フィリピンは、ビルマに遅れること2ヵ月、10月14日、共和国として独立し、日比同盟条約に調印した。また、7月1日にはスバス・チャンドラ・ボース（Subhas Chandra Bose）がシンガポールで印度臨時政府を組織し、11月21日、自由印度仮政府が成立、日本はこれを23日に承認、同政府は24日、対米英宣戦を布告した。

4. 戦争指導大綱改訂と絶対国防圏（絶対確保すべき要域）の決定

(1) 新たな戦略方策の構築と混迷

この頃、中部ソロモンのニュージョージア島では6月30日に上陸した連合軍に南東支

³⁷ 「大本営政府連絡会議決定綴 其の六」。

³⁸ 「大東亜政略指導大綱 御前会議議事録」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

隊（第 38 師団の歩兵第 229 連隊基幹約 6000 名）が抗戦していたが、8 月 5 日からムンダ基地を放棄し戦線整理を開始した。東部ニューギニアでは、7 月 11 日に第 51 師団の歩兵第 66 連隊が防御していたムボ地区（ラエ南方約 60km）から撤退を開始した。国防上、陸海軍が一致する要衝、ラエの確保が崩れようとしていた。大本営は戦局の重要性から第 4 航空軍を第 8 方面軍に編入することを発令した。ソロモンおよび東部ニューギニアにおいてはアメリカ軍の進攻は厳しさを増していた。一方、北方方面では 7 月 29 日、第 1 水雷戦隊が在キスカ部隊の収容に成功した。

このようななか、8 月 5 日、杉山参謀総長が上奏時に天皇から、「そうジリジリ押されては敵丈けではない、第三国にも大きな影響を与える。一体何処でしっかりやるのか、何処で決戦をやるのか。今迄の様にジリジリ押されることを繰返すことは出来ないのではないか」との御下問があった。これに対し、杉山参謀総長は、「『ワウ』をとり『ソロモン』方面も既得の足場をしっかり固めて敵を叩く考えでありましたが事志と違い申し訳ありません³⁹」と返答した。これ以降、杉山参謀総長は、どこで米軍をくい止め一撃を与えることができるのかを具体的に研究させることになる。

一方、戦争指導首脳部には連合国内の日本軍に対する情報が大使館などを通じて届いていた。そのなかには、各戦場における日本軍の勇猛ぶりには連合国軍も恐怖しているらしいとの情報も含まれていた。とくに在マドリッド公使・須磨彌吉郎の外相・重光葵あての電報（昭和 18 年 7 月 31 日付）はアメリカ紙の「日本軍評」として、端的にその内容を伝えていた。アメリカ紙には、「特殊な精神力を持つ日本人を相手にする太平洋戦争は、極めて困難な長期戦になることを覚悟し、日本軍に対する恐怖心は砲撃以上に危険であることを認識し、最後の勝利を獲得するまで戦い抜かねばならぬというくだりがあった。これは戦争指導首脳部に希望を持たせた。即ち、アメリカに対する戦略として、アメリカ軍が東京に至る道程はあまりにも長く、この間、アメリカ人の出血のあまりにも多いことをアメリカ国民に強く認識させることがアメリカの継戦意志を喪失させるもっとも基本的な手段だということを再認識させたものであった⁴⁰。

8 月 15 日、連合国軍はソロモン諸島のベララベラ島に上陸し、日本軍は中部ソロモンから撤退を余儀なくされた。一方、東部ニューギニアのラエ、サラモア方面にも危機が迫ってきた。

このようななか、陸海軍統帥部の抱える喫緊の問題は、北部ソロモン方面およびニューギニアに対する連合国軍の強襲を以後どのようにくい止めるかであった⁴¹。このなかで提案されたのが豪北方面の防衛強化であった。連合国軍のニューギニアとソロモンの二つの反攻路線は、当初は遠く離れているが、攻勢の進展とともに両路線はやがてニューギニアの北西部（亀の頭）周辺で合一することになる。豪北方面は連合国軍にとって必ずしも戦力発揮に

³⁹ 中尾祐次編『昭和天皇発言記録集成』下巻（芙蓉書房出版、2003 年）231 頁。

⁴⁰ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部（7）』214 頁。

⁴¹ 同上、57 頁。

適した正面ではないが、陸軍にとっては来攻の公算いかににかかわらず、同方面の防備は強化せざるを得ず、また、同方面に対してある程度の安堵感を持つことなしに南東方面の作戦に専念することはできなくなっていた⁴²。これはその後、第2方面軍の新設へとつながるものである。しかし、この地域での戦闘を想定するということは、ソロモン、東部ニューギニア地区を放棄するということにつながり、それは約23万の第8方面軍を同地域に孤立させることを意味し、陸軍としては大きな悩みであった。

8月16日、連合国軍は、中部ソロモン・ニューギニア地区で航空作戦中の第4航空軍(第6飛行師団、第7飛行師団)のウェワク、ブーツ各基地を空襲し、100機以上の航空機を破壊した。これにより南東方面における日本の航空戦力は無力化されたに等しく、参謀本部は豪北方面の重要性を再認識する結果となった。このように陸軍は第8方面軍の担任地域もいずれは連合国軍によって突破されることを前提に後方要域の防備強化へと作戦の重点を移行させることを考えざるを得なくなった。

この頃、連合艦隊は、「第三段作戦命令」およびこれに基づく東太平洋正面の邀撃作戦要領(「Z作戦」要領)を8月15日に発令した。この「第三段作戦命令」⁴³は、「当分の間主作戦を南東方面に指向し、航空作戦を主体とし陸軍と協同して敵の進攻兵力を撃砕し我戦力の充実を待つて攻勢に転じ邀撃帯を逐次推進して要域を確保す」というものであった。連合艦隊の考えは、先に述べた邀撃帯思想を具現すべく、トラックを根拠地として主として南東正面の作戦を遂行する方針であるが、とくにその中心拠点であるラバウル方面の防備を強化し、かつ、航空基地を整備して敵の進攻を阻止し、態勢を立て直そうとするものであった。このように海軍、とくに連合艦隊を中心とした戦略思想は、でき得れば早期決戦に持ち込み勝機をつかむことが先決であるという考え方、つまり前方決戦主義を強調したものであった⁴⁴。これは参謀本部にとって、軍令部はともかく、連合艦隊に対し、戦線後退案を説得することの困難さを示すものであった。

8月24日、陸海軍両総長が以後の作戦指導について天皇に内奏した。当初は正式報告を行う予定であったが、若干の点で陸海軍の意見が一致せず、やむなく中間報告(内奏)ということに変更された。内奏時、天皇から「明春までラバウル方面を確保するというが、果たしてもてるのか」というご下問があった。先に答えた杉山参謀総長(細部不詳)に対し天皇は、「後方に退るというが、後方が重点だね」とお話になった。一方、「ラバウルを失うとトラックが危険になり、聯合艦隊主力の居るところがなくなり、優位な戦略態勢が崩れます」と答えた永野軍令部総長には、「それは希望であろうが、ラバウルに兵を入れて補給が十分できるか」と逆に論された⁴⁵。

参謀本部としては、陸海軍は名実ともに後方要線強化に精力を集中し、海上決戦も、できればこの後方要線付近において実施することを期待していた。しかし、陸海軍部それぞれの

⁴² 同上、81頁。

⁴³ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営海軍部・連合艦隊〈4〉』433-472頁。

⁴⁴ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営海軍部・連合艦隊〈5〉』(朝雲新聞社、1974年)6頁。

⁴⁵ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈7〉』149頁。

考えは、杉山参謀総長が言うには、「海軍は前を持ち度、陸軍は後に力を入れ度⁴⁶」というものであった。海軍は、トラック島を連合艦隊の根拠地として最後まで防衛し、マーシャルを盾として連合艦隊が東正面で邀撃態勢をとり、かつ、ラバウルを確保しようとしていた。両者のこの考え方の差はいかんともし難く、大略ではあるが、陸海軍両統帥部は、①南東は極力持久、②後方要線の強化、③明春反撃という 3 つの基本的構想で妥協せざるを得なかった⁴⁷。

この間、連合軍側では第 1 次ケベック会談（ウィンストン・チャーチル首相、フランクリン・ルーズベルト大統領の両巨頭会談。8 月 16 日～24 日）が始まっており、この会談中（8 月 16 日）ラバウルは攻略することなく、単に無力化するととどめることを決定していた⁴⁸。

(2)新戦略方策をめぐる船舶増徴問題と国政の決戦態勢への転換

こうした陸海軍の新たな構想を実現するためには、陸海軍とも大兵力と膨大な物資を本土、満州、中国から輸送する必要がある、これを可能にするには船舶の増徴が必要であった。陸海軍両統帥部の作戦課は、8 月 31 日、軍政当局に対し 50 万総トンの（当時の大型船 5 000 トン級に換算して 100 隻）の船舶増徴を要求することを決意し、このうち、差し当たり 1943 年 12 月末までの増徴量 36 万総トンを要求することに決した⁴⁹。両統帥部としては、この膨大な徴備は、陸海軍政当局の到底容認するものでないことは火を見るよりも明らかであると認識していたが、作戦上からは絶対的な要請であるから、9 月 2 日、陸海軍省にそれぞれ増徴を要請した⁵⁰。6 月末の第 2 次徴備決定からわずか 2 ヶ月後、またも徴備要求が行われたのである。

これに対し企画院が 9 月 14 日に提出した「徴備可能量に対する判決⁵¹」によると、昭和 19 年度の戦力増強目標を確保しようとするれば、徴備可能量は 15 万総トン（補填 7.5 万総トン）と少なくなる。昭和 19 年度の戦力増強目標を断念しても徴備可能量は 25 万総トン（補填 7.5 万総トン）である。なお、昭和 18 年度下期に増徴しないならば、昭和 19 年度は戦力増強目標を確保し、かつ、増徴 30 万総トンが可能というのである。すなわちこの企画院案によれば、陸海軍の要求する徴備量 36 万総トンは、どこからも捻出できないという内容であった。また、仮に陸海軍が 36 万総トンを徴備し、新たな国防圏に部隊を展開したとしても、それらの部隊の持久・反撃、つまり国軍が反撃するに必要な 18 年度および 19 年度の重要物資の生産はできないということを意味した。これでは武力戦によってアメリカの継戦意思を放棄させることもできないわけである。

⁴⁶ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営軍令部・聯合艦隊〈4〉』426 頁。

⁴⁷ 同上、427 頁。

⁴⁸ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈7〉』146 頁。

⁴⁹ 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』下、419 頁。

⁵⁰ 同上。

⁵¹ 「陸海軍船舶徴用に伴う物動計画調整企画院案に対する検討」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

船舶に関し調整は継続されたが、9月16日に至り参謀本部は、「陸海計徴備 25 万 t とし、補填を 7.5 万総 t の範囲で陸海民平等負担とすることにより、反撃戦力を確保する」を第一案として、午後、軍令部と了解し、結局、この案が採用された。しかし、この徴備量は昭和 19 年度の戦力増強目標の達成を不可能にする徴備量であったが、これが陸海軍統帥部と軍政部間の徴備に関する妥協案となった。そして 18 日の「船舶徴備に関する件」で、「差当り陸海軍は、計 15 万総 t の船舶を徴備す。右は将来決定せらるべき増徴量に包含す」ということに決まった⁵²。

企画院はこの決定に対する措置として「陸海軍船舶増徴と戦力増徴との調整に関する非常措置の件」を作成し、9月23日、閣議決定された。これは、陸海軍の要求に応ずる船舶徴備のため、反撃戦力となる昭和 19 年度の物動の不足分を何とかつじつまを合わせて捻出しようとするものであった。この目的を達成するために物動および輸送力動員上、実施すべき多くの非常措置、生産整備能力の拡充、国産原料の大増産、木船動員の強化、船舶護衛の強化、在庫品の買上・利用、国民生活に関連する物資等の強度の統制等が定められた。

(3) 作戦指導方針の転換

1943 年 9 月 1 日にはアメリカ海軍機動部隊が南鳥島に空襲と艦砲射撃を実施し、中部太平洋正面の防備に衝撃を与えた。また、4 日には連合軍が東部ニューギニアのラエ攻略を開始し、第 18 軍による同地の確保も時間の問題となった。

一方、ヨーロッパでは 8 日、イタリアが無条件降伏した。これに伴い連合軍兵力のインド洋方面に対する増強の懸念はにわかに現実のものとなってきた。アキャブ地区を含み、それ以南の長遠なビルマ南西沿岸の防備は極めて手薄であり、アンダマン、ニコバル諸島とともに連合軍の上陸に際し、直ちにこの敵を撃退する力はなかった。したがって、この状態でインパール作戦を行うことは、方面軍の主力部隊が中部・北部ビルマに釘づけになり、万一の場合、南部ビルマの防衛は危険にさらされることになる。この点に対する大本営の懸念は情勢全般の推移とともに次第に深まっていった。しかし、大本営の懸念に反してビルマ方面軍では、連合軍の機先を制してインパール作戦を強行すれば、その上陸企図は事前に牽制できるものと考えていた⁵³。東条陸相も、「離島作戦は海軍との関係もあり、意に委せぬ事あらんも、少なくとも陸軍のみの作戦に於ては、敵に打撃を与えんことを切望するものなり⁵⁴」と、陸軍が独自で主動的に行えるインパール作戦に関しては、戦局の打開に対する希望を持っていた。

これに対する陸海軍作戦の方針としては、陸軍は南東方面を持出し、この間、バンダ海、カロリン諸島方面の防備を完成して反撃戦力を整備することを強調した。海軍は、ラバウル方面の持久とカロリン諸島等後方要線の防備強化と反撃戦力の整備し、この際、ギルバート

⁵² 「大本営政府連絡会議決定綴 其の七」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

⁵³ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈7〉』108 頁。

⁵⁴ 伊藤・廣橋・片島『東條内閣総理大臣機密記録』30 頁。

諸島を極めて有利なる決戦場と考え、努めてこの戦場において敵を捕捉撃滅することを強調した。この考え方は8月初旬、陸海軍による新作战方針の研究を開始して以来、初めて明らかにされたものであり、3月5日に天皇臨御のもとに開かれた昭和18年度作战計画研究の大本営会議以来の方針転換であった。

その後、両総長は、未解決だった船舶に関する調整結果も踏まえ「今後に於ける作战指導要領」をまとめ上げ、9月23日、御前研究を実施して裁可を得た⁵⁵。この新作战方針は、30日、御前会議の「今後採るべき戦争指導の大綱」決定とともに発動されることとなる。

この間にも南太平洋における連合国軍の進攻は止まらなかった。東部ニューギニア正面ではついに9月16日にオーストラリア陸軍第7師団がラエを攻略した。さらに22日には米豪連合軍がフィンシュハーヘンに上陸し、ダンピール海峡を勢力下においた。ソロモン正面では、20日には外南洋部隊指揮官第8艦隊鮫島具重中將がニュージョージア島の防備部隊（南東支隊、第8連合特別陸戦隊）にブーゲンビル島への転進を下令し、28日にはコロンバンガラ島への第1次撤退作战が開始された。

(4) 確保すべき要域の明確化と陸海軍主敵の一致

1943年7月7日、参謀本部第1部第15課は、「物的戦力より見たる戦争貫徹方策立案の基礎たるべき情勢の判断並主要着眼（案）」を策定し、武力戦指導上の着眼として、絶対確保すべき地域とその他の地域とを区分して施策を準備して作战の主動性を確保すること、海上遮断に際しても地域ごとの孤立戦闘に支障をきたさないようにするとともに地域内の機動力および補給を確保すること⁵⁶を挙げた。そして、国力と作战の調和をとるため絶対確保すべき地域を整備して敵に努めて多くの損害を与え、敵の戦意を打破すべきことを強調した。ここに初めて絶対確保すべき地域の考え方があらわされた。

さらに8月21日にはこの考えを踏まえ、「大東亜戦争終末方策」を策定した⁵⁷。これは、戦争目的を「自存自衛を全うし大東亜の新秩序を建設する」として、これを達成するための戦争指導方針を、「帝国は先づ速かに主敵米に對し長期不敗の戦略態勢を確立し随所に其の反攻を撃摧しつつ独伊と提携し遅くも昭和二十一年を目標とし米英の戦意を喪失せしむるに努む。此の間為し得る限り速かに支那問題の根本的解決を図る」としている。ここで注目すべきは、陸軍において日本の主敵をアメリカと明文化したことと、46（昭和21）年を戦争終末と捉えたことである。そして、戦争の終末を「世界終戦の様相は日独提携政戦略の手段を尽したる場合に於て米英戦意を喪失せしめ比較的有利なる条件を以て戦争終末を図り得る」とし、41年11月15日の「対米英蘭蔣戦争終末促進に関する腹案」にあるドイツをもって「先づ英の屈伏を図り米の継戦意志を喪失せしむる」という方針は少なくとも第15

⁵⁵ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書大本営陸軍部〈7〉』159頁。

⁵⁶ 同上137頁、「物的戦力より見たる戦争貫徹方策立案ノ基礎タルヘキ情勢ノ判断並主要着眼(案)」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

⁵⁷ 「大東亜戦争終末方策」「戦争指導関係綴 一般の部」、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書大本営陸軍部〈7〉』171頁。

課においては消滅していた。しかし、戦争終末にはあくまでドイツの健在が前提となっており、ドイツが敗れるということは予想していないところに注目する必要がある。

この頃、ニューギニアではラエ、サラモア地区の第 18 軍が米豪軍の圧迫によりサラワットを越えて退却せざるを得なくなった。

第 15 課は、「大東亜戦争終末方策」をさらに具体化して 9 月 16 日、新たな「大東亜戦争終末方策⁵⁸」を起案し、参謀本部としてまとめた。項目等に変化はないが、内容における大きな変化事項は、「確保を必要とする最後の要域」として、「一般情勢大なる変化なき限り千島小笠原内南洋及西部『ニューギニア』の要域『スンダ』『ビルマ』を含む圏域とす」と、具体的に明示した。また、戦争指導方針において独伊と提携して戦争終結を図るという主旨が消え、「自主的に戦争終末の機を捕捉するに努む」となったことと、「戦争間極力対『ソ』戦争の惹起を回避す 之が為万已むを得ざるに至らば独伊との提携を犠牲とせざるべからざることを予期す」と、独伊との提携を犠牲にしても対ソ戦は回避すべきと加えていることが注目できる。

(5) 新たなる戦争指導大綱の決定

ア 戦争指導大綱決定のための連絡会議

大本営が作戦構想を計画し、これを実行するためには、国家の全機能をあげてこれに集中することが必要であった。まず陸海軍の兵備の充実、次いで新防衛線への陸海戦力の展開、そのための船舶の増徴、航空機の大増産等、いずれも緊急着手を必要としたが、その前途には多くの困難が予測され、政治、経済、産業等の各般にわたる総合的な施策の強力な遂行が肝要であった。そのため大本営と政府は、以後どのように戦争を指導するか検討を進めていたが、まず前提として「世界情勢判断」「今後ノ戦略方策」「今後ノ対外方策」の 3 件を、9 月 25 日の連絡会議に提議決定し、30 日の御前会議において上奏裁可を得ることにした。

「世界情勢判断⁵⁹」は、まず、各国の戦争指導として、主敵と認めているアメリカは、今年明年中に戦勝の態勢を確立すること、日独の完全屈伏至難と認める場合においては戦局收拾を企図することがあると判断している。ドイツについては、「対英本土上陸及西亜方面進出は当分見込なし」と明言している。また、今年明年中における主要なる情勢の推移において、連合軍の攻勢としてドイツ正面については 44 年春夏の候、決戦的西欧進攻作戦の公算が大であると第二戦線の構築を確実と見ている。日本正面については、「今秋冬を期し南東方面の攻勢を愈々熾烈化すると共に『ビルマ』『アンダマン』『スマトラ』方面に対して大規模攻撃を敢行し戦局の急転を図る」と見積もり、結論とも言うべき総合判断では、「世界戦争は明年春夏の候に最も熾烈化すべし」としている。

⁵⁸ 「大東亜戦争終末方策」。

⁵⁹ 「大本営政府連絡会議決定綴 其の八」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

次に「今後採るべき戦争指導の大綱に基く戦略方策⁶⁰」では、陸上兵力については、対中、対ソ軍備を犠牲にしてでも、海上兵力についても整備の重点を航空に移行することが明記された。そして「帝国戦争目的達成上絶対確保を要する圏域」⁶¹を打ち出した。その定義は、「圏内に於て敵の大拠点の占得せしめず且圏内重要地点（政治、産業等の致命的中枢部）に対する敵の空襲を防止し、その被害を少なからしむ」とし、敵の航空機を本圏内に侵入させないために「圏域の外郭には所要の前衛拠点を設けるものとす」と付け加えた。「絶対国防圏」なる呼称は、当時からしばしば用いられたもので「絶対確保すべき要域」に由来するものであるが、誰の造語であるか不明で、公的文書には発見できない⁶²。

イ 戦争指導大綱決定のための御前会議

9月30日、「今後採るべき戦争指導の大綱」およびこれに基づく「当面の緊急措置に関する件」を議する御前会議が開催された。戦争指導の大綱を決めるための御前会議は、開戦以来初めてであり、出席者は政府側から首相兼陸相、企画院総裁、海軍・外務・大東亜・大蔵・商工・鉄道・通信・農林・厚生各大臣、大本営から陸海両総長および両次長、枢密院から議長であった。ここで交わされた議論は、方針の冒頭部分だけで4時間を費やすという「大論争」となっただけでなく、文言の修正、削除、挿入の個所が少なくなかった。これら審議の後、必勝の戦略態勢確立に関する戦争指導大綱が採択された。これにより、先に決定した大東亜政略態勢の整備強化の方策と相俟って、ここに敵反攻の高潮に対処しようとする政戦略態勢が格段と強化されることとなった。

会議は、天皇に対し、まず首相、次いで両統帥部を代表して軍令部総長、外相、大東亜相、企画院総裁がそれぞれ説明した。

「今後採るべき戦争指導の大綱」⁶³は、方針、要領で構成され、方針は、

- 1 帝国は今明年内に戦局の大勢を決するを目途とし、敵米英に対し其の攻勢企図を破摧しつつ速かに必勝の戦略態勢を確立すると共に決勝戦力特に航空戦力を急速に増強し、主動的に対米英戦を遂行す
- 2 帝国は弥々独との提携を密にし、共同戦争の完遂に邁進すると共に進んで対「ソ」関係の好転を図る
- 3 速かに国内決戦態勢を確立すると共に大東亜の結束を愈々強化す

と、陸海軍とも開戦2年目にしようやく対象を米英に絞り込み、有利な戦略態勢のもと

⁶⁰ 「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱ニ基ク戦略方策」、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書大本営陸軍部〈7〉』187-189頁。

⁶¹ 「今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

⁶² 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営軍令部・聯合艦隊〈4〉』507頁。

⁶³ 「今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録」、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書大本営陸軍部〈7〉』185-186頁。

主動的に航空戦力を主体とした決戦戦力をもって米英の攻勢を破砕することが主張された。これはドイツの力によりイギリスを屈服することで間接的にアメリカの戦意喪失を狙った41年11月15日の「対米英蘭蔣戦争終末促進に関する腹案」から日本独自に対米英戦を行うことへの転換を意味した。

この方針の実施要領の要旨は、

- 1 万難を排し概ね昭和19年中期を目途とし米英の進攻に対応すべき戦略態勢を確立しつつ随時敵の反攻戦力を捕捉破砕す 帝国戦争遂行上太平洋及印度洋方面に於て絶対確保すべき要域を千島、小笠原、内南洋(中、西部)及西部「ニューギニア」「スンダ」「ビルマ」を含む圏域とす 戦争の終始を通じ圏内海上交通を確保す
- 2 「ソ」に対しては極力日「ソ」戦の惹起を防止し進んで日「ソ」国交の好転を図ると共に機を見て独「ソ」間の和平を斡旋するに努む
- 3 重慶に対しては不断の強圧を継続し、とくに支那大陸よりする我本土空襲並海上交通の妨害を制扼しつつ機を見て速かに支那問題の解決を図る
- 4 独に対しては、手段を尽して提携緊密化を図る 但し対「ソ」戦を惹起するが如きことなからしむ
- 5 大東亜の諸国家諸民族に対しては民心を把握し、帝国に対する戦争協力を確保する如く指導す
- 6 速かに国内総力を結集發揮する為決戦施策を断行して決戦戦力、特に航空戦力を増強し挙国赴難の士気昂揚を図る

と、絶対国防圏を明示し、対ソ戦を回避しつつ国内はもとより大東亜の総力を結集して米英に対処する意図を明確にした。

このほか、外相は、5点ほど外交の基調を述べた。そのなかでもとくに、「目下戦争状態の終結を図り得る可能性あるものは支那（重慶）との関係のみでありまして、他の敵国との終戦は企図致し難い」と、中国問題がもっとも解決の実現性があり、同問題が解決するならば、「敵米英に対し重大なる打撃を加えることを得る次第と考えます」と強調した⁶⁴。また、大東亜相は、「大東亜に於ける人的物的資源を挙げて戦力化することが今次戦争に於ける勝利確保の一大要諦」と強調した⁶⁵。

ところで要領第一項中の「絶対確保すべき要域」として表現されている「内南洋（中、西部）」が、いったいどの範囲を示すのか明確には定義されなかった。9月25日の連絡会議の席上、永野軍令部総長はマーシャル諸島が「絶対国防圏」の域内に入っていない点を問うたのに対し、幹事役の佐藤陸軍省軍務局長は、「マーシャル諸島は出すぎて著しい突角を形成

⁶⁴ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書大本営陸軍部〈7〉』198-201頁。

⁶⁵ 同上、201-203頁。

しているので、これを『絶対国防圏』に入れずに前進陣地とした」と説明した。

敵艦隊がマーシャルに來攻したら連合艦隊はこれを反撃して雌雄を決するとの海軍側の主張に対しては、「マーシャル諸島を前進陣地にしたことは、決して聯合艦隊の出撃を拒否するものではない。前進陣地に敵が來たら、主力がこれを拠点として反撃することはしばしばある。聯合艦隊のそうした反撃は、陸軍でももちろん待望していることである⁶⁶」と述べている。また、真田參謀本部第一部長は、この前進陣地について、『『マーシャル』要域と『ラボール』要域は相共に絶対圏外方の両門柱とし、この要域に於いて極力來攻する敵を撃砕し、絶対圏の防備完成に至るまで持久を策し、じ後の攻勢を容易にせんとする考案である⁶⁷』と主張した。

一方、トラック島については東カロリン諸島に属しており、地勢上内南洋中部に位置するので、やや突出するかたちとはなるが、絶対国防圏の要域に含まれるものとして、陸海軍間の認知されるところとなった。こうして戦争目的達成上、千島～小笠原～内南洋(中、西部)(トラック島を含む)～西部ニューギニア～スダ～ビルマを含む圏域を絶対確保すべき要域、いわゆる「絶対国防圏」として、戦力、とくに航空戦力の急速増強を図りながら、対米英戦を遂行しようということで本御前會議の席上で認識統一された。

図表 2 「絶対国防圏」

ウ 御前會議における「当面ノ緊急措置ニ関スル件」の決定

絶対国防圏を設定するのに必要な部隊と軍需物資の輸送および航空基地等の設定はまさにこれから着手するものであり、これには膨大な船舶輸送力を必要とし、一方、国内で行われる決戦戦力造成の基盤もまた、海上輸送力によるのであった。このため 8 月以来、徴傭と物的国力の造成が検討されてきたのであり、これについて最終的に御前會議で決定されたのが「今後採るべき戦争指導の大綱に基く当面の緊急措置に関する件」⁶⁸であった。

ここでは、陸海軍の船舶の徴傭について「陸海軍は、十月上旬に於て計二十五万総噸(九月徴傭分を含む)を増徴す」とし、一方で、航空戦力を根幹とする決勝戦力確保のため「普通鋼鋼材五〇〇万噸、特殊鋼鋼材一〇〇万噸、アルミニウム二一萬噸以上、甲造船一八〇万総噸」を目標に生産すると定めた。

このように、大徴傭を行ったうえに、翌年度の大規模な物的戦力増強を行うことは多くの無理な制限を行った場合のみに可能であったが、これを実施するということが御前において決定された。つまり、絶対国防圏の設定と翌年度の大反撃は可能であり、かつ、これを実行するということが決定されたのである。しかし、その実行の可能性については、確信が持ててものではなかった。

⁶⁶ 佐藤賢了『大東亜戦争回顧録』(徳間書店、1966 年) 254 頁。

⁶⁷ 佐藤元英・黒沢文貴編『GHQ 歴史課陳述録—終戦史資料(下)』(原書房、2002 年) 937 頁。

⁶⁸ 「今後採るべき戦争指導の大綱 御前會議議事録」、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書大本營陸軍部(7)』186・187 頁。

おわりに

企画院総裁・鈴木貞一中将（予備役）は、「国内資源の利用、輸送力の陸上転移、国民動員、非常回収転用しうる鉄源、沈船引き上げ等各種の戦力源は殆ど其の極限に達することになりまして、従って、昭和 20 年度におきましては、船舶保有量の相当の増加を見ざる限り、物的戦力に弾発力を期待し得ない⁶⁹」と、昭和 19 年度に予想される絶対国防圏をめぐる戦闘に関しては何とか反撃戦力を捻出できるが、昭和 20 年度の作戦には反撃戦力は戦局を挽回しない限りジリ貧となることを指摘した。さらに岸信介商工相は、「国家総力の集中結集の外此が方途は無き⁷⁰」と、悲壮なる国力の状況について加えて強調した。元企画院調査官・田中申一は、「この徴傭によってもう日本の国力は到底戦争をやって行くだけの力がないと思った」と、国力が破綻寸前であったと回想している⁷¹。作戦と物的国力の造成とは本来調和を図るべきものであるが、9 月 30 日の「当面の緊急措置に関する件」は、ガラス細工のように限界のところで成り立っていたものであり、一角でも崩れればすべてが崩壊するものであった。つまり、絶対国防圏として戦域を緊縮するにしても、すでに時遅く、この調和を図れるという確信はなかったと言える。

⁶⁹ 「今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録」、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書大本営陸軍部〈7〉』205 頁。

⁷⁰ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書大本営陸軍部〈7〉』207-208 頁。

⁷¹ 通省産業省『商工政策史』（商工政策史刊行会、1964 年）491 頁。

図表 1

主要な船舶の徴傭

時 期 (年月日)	徴傭名 (仮称)	徴傭量 (万、総 t)	目 的
17.12.10	第 1 次	50.5	ガダルカナル島等南太平洋の作戦
18.6.29	第 2 次	17	ビルマ作戦等
18.9.30	第 3 次	25	絶対国防圏の設定
19.3.3	第 4 次	30	絶対国防圏の設定促進
19.7.8 19.8.3	第 5 次	30	捷 1 号(比島)、2 号(南西諸島、台湾)作戦
19.11.8	第 6 次	8	レイテ島決戦
19.12.21	第 7 次	15	台湾、沖縄、硫黄島、小笠原の防衛強化
20.3.15	第 8 次	8	本土防衛作戦準備
計		183.5	
備 考	1 徴傭量には損耗補填を含まない。 2 第 5 次は軍の民船使用であるが、実質的には徴傭である。		

*戦争間、日本の船舶は 3 つに分けられて運用していた。陸軍が作戦のため徴傭したものを陸軍徴傭船、略称 A 船、海軍が作戦のため徴傭したものを海軍徴傭船、略称 B 船と言い、残りの民需として使用したものを民船、略称 C 船としていた。日本の物資の海上輸送の主体はこの C 船であり、陸海軍も、その A 船、B 船の戦地からの帰り船をもって、物資輸送の一部を支援していた。

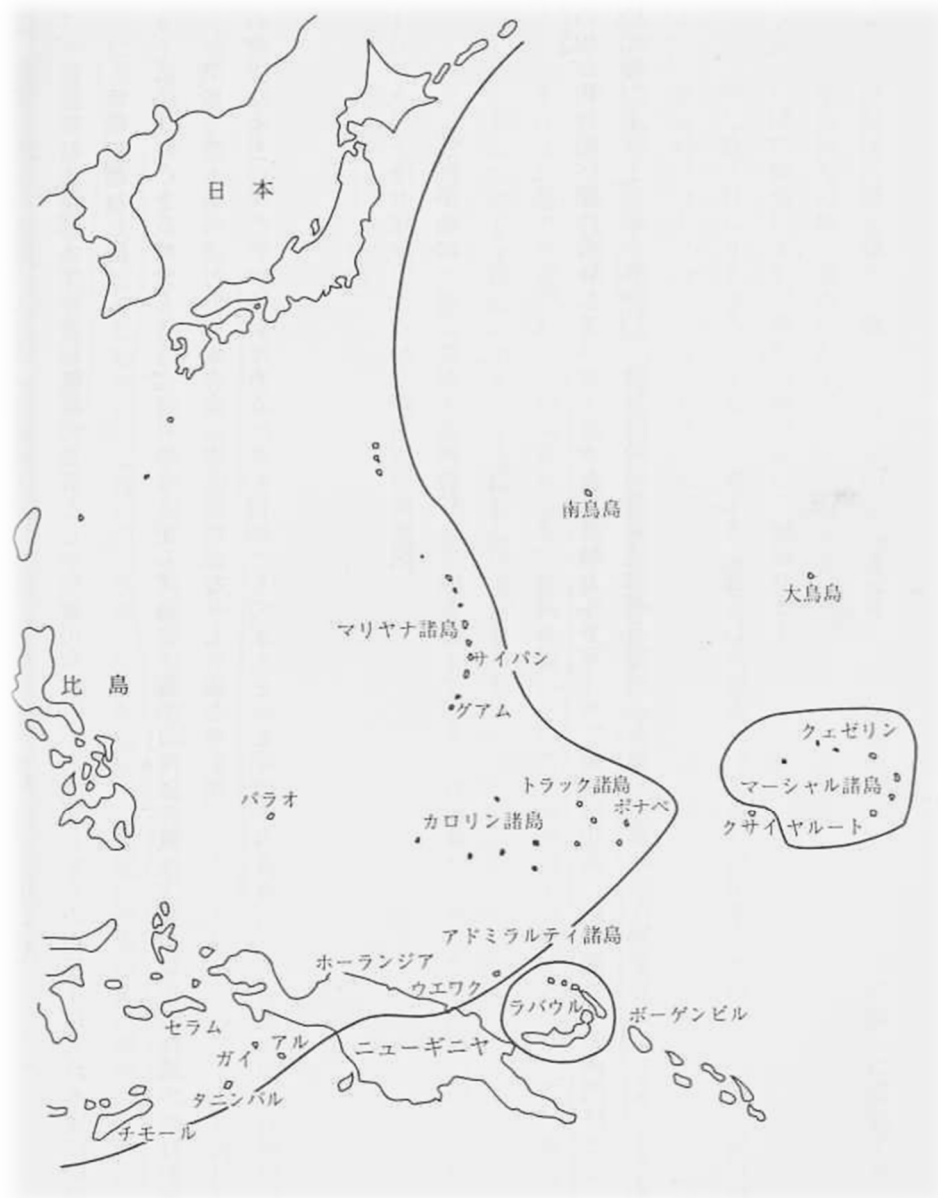
* * 当時の日本の物的国力をみるバロメーターは、「供給力（物資の供給量）」「海上輸送力」および「C 船船腹量」であると言える。一方、陸海軍は、作戦のため、部隊および軍需品の輸送が必要であり、徴傭船を使用するが、これが不足してくると、さらに C 船の内から徴傭する必要がある。これを増徴と称したが、これは船舶の喪失と同様、C 船の船腹量を減少させることになる。C 船船腹量が減少すると物資の海上輸送力が減少し、物動計画における供給量が減少し、配当量が減少し、ひいては、陸海軍の軍備、すなわち、兵器造成等の規模を縮小せざるを得なくなる。戦争間、陸海軍による船舶（油槽船をのぞく）の徴傭は、主要なものだけでも表 1 に示す通り 8 回行われた。

（田尻昌次「船舶に関する重大事項の回想乃至観察」〔防衛研究所戦史研究センター所蔵〕から著者作成）

図表 2

絶対国防圏

「マーシャル」要域と「ラバウル」要域は絶対国防圏外方の両門柱とし、この要域において極力来攻する敵を撃砕し、絶対国防圏の防備完成に至るまで持久を策し、じ後の攻勢を容易にしようとする考えであった。



回答「昭和 18 年 9 月 30 日決定の絶対国防圏について（眞田穰一郎）」「陳述書 第 9 卷」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）より抜粋